

## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] ランダ注  
[一 般 名] シスプラチン  
[申 請 者] 日本化薬株式会社  
[申請年月日] 平成 17 年 4 月 26 日

### [ 審 議 結 果 ]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。

## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] プリプラチン注  
[一 般 名] シスプラチン  
[申 請 者] プリストル製薬有限公司  
[申請年月日] 平成 17 年 4 月 26 日

### [ 審 議 結 果 ]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。

## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] プラトシン注 10、同 25、同 50

[一 般 名] シスプラチン

[申 請 者] ファイザー株式会社

[申請年月日] 平成 17 年 4 月 26 日

### [ 審 議 結 果 ]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。

## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] シスプラチン注「マルコ」

[一 般 名] シスプラチン

[申 請 者] マルコ製薬株式会社

[申請年月日] 平成 17 年 4 月 26 日

### [ 審 議 結 果 ]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。

## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] シスプラメルク注射液 0.05%

[一 般 名] シスプラチン

[申 請 者] メルク・ホエイ株式会社

[申請年月日] 平成 17 年 4 月 27 日

### [ 審 議 結 果 ]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。

## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] パラプラチン注射液、注射用パラプラチン 150mg

[一 般 名] カルボプラチン

[申 請 者] プリストル製薬株式会社

[申請年月日] 平成 17 年 3 月 31 日

### [審 議 結 果]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。

## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] カルボメルク注射液 1%  
[一 般 名] カルボプラチン  
[申 請 者] メルク・ホエイ株式会社  
[申請年月日] 平成 17 年 3 月 31 日

### [ 審 議 結 果 ]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。

## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] カルボプラチン注射液 1%「ヘキサル」

[一 般 名] カルボプラチン

[申 請 者] 日本ヘキサル株式会社

[申請年月日] 平成 17 年 7 月 8 日

### [審 議 結 果]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。



## 審議結果報告書

平成 17 年 8 月 29 日  
医薬食品局審査管理課

[販 売 名] コスメゲン  
[一 般 名] アクチノマイシン D  
[申 請 者] 萬有製薬株式会社  
[申請年月日] 平成 17 年 4 月 27 日

### [審 議 結 果]

平成 17 年 8 月 25 日に開催された医薬品第二部会において、本一部変更承認申請を承認して差し支えないとされ、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告することとされた。